



堺国保第3283号
令和5年1月20日

堺市国民健康保険運営協議会
会長 吉川守様

堺市長 永藤英機



諮 問 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- 1 賦課限度額の改定について
 - (1) 基礎賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、650,000円とする。
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、200,000円とする。
- 2 令和5年度分の国民健康保険料に係る特例について
 - (1) 基礎賦課額
所得割の料率を1000分の85.0、被保険者均等割の額を29,083円、世帯別平等割の額を30,824円とする。
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額
賦課割合は、所得割を100分の45.55、被保険者均等割を100分の32.69、世帯別平等割を100分の21.76とし、保険料率を算定する。
 - (3) 介護納付金賦課額
賦課割合は、所得割を100分の43.95、被保険者均等割を100分の56.05とし、保険料率を算定する。
- 3 施行期日について
施行期日は、令和5年4月1日とする。